

新潟市工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第36号

新潟市工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市工業振興条例施行規則（昭和59年新潟市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「助成金交付申請書」を「助成金交付申請書兼実績報告書」に改める。

附則中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（市外工業者が工場を新設する場合の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

11 工場を新設する市外工業者が平成28年度から平成31年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた場合における当該市外工業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」とする。

別表第1用地取得助成金の項を次のように改める。

<p>用地取得助成金</p>	<p>特定地域に自らの業の用に供する工場を建設するための用地（環境整備促進助成金の対象となる施設のための用地を除く。以下用地取得助成金の項において同じ。）の取得費（造成</p>	<p>(1) 用地取得面積が1,500平方メートル以上であり、かつ、工場建築面積が用地取得面積の20パーセント以上であること。 (2) 用地取得後3年以内に操業開始すること。 (3) 操業開始後、10年間継続して事業を営み、その間</p>	<p>助成対象経費の20パーセント以内の額とし、1億円を限度とする。</p>
----------------	--	---	--

	費を含む。)	他に転売しないこと。	
	市内における自らの業の用に供する工場及びその用地の賃借に要する経費	<p>(1) 賃借する用地の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、賃借する工場の建築面積が賃借する用地の面積の20パーセント以上であること。</p> <p>(2) 土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日から1年以内に操業を開始すること。</p> <p>(3) 操業開始後、5年間継続して事業を営んでいること。</p>	<p>(1) 工場及びその用地の賃借に要する経費(敷金、礼金及び共益費を除く。)の10パーセント以内の額とし、3,000万円を限度とする。</p> <p>(2) 操業開始後1年を経過した日の属する年度から3年間交付する。</p>

別表第1環境整備促進助成金の項中「特定地域で行う」を「市内における」に改め、同表工場建設促進助成金の項中「特定地域で行う」を「市内における」に改め、「賦課されることとなった年度」の次に「の翌年度」を加え、同表工場集団化等促進助成金の項中「賦課されることとなった年度」の次に「の翌年度」を加え、同表雇用促進助成金の項中「特定地域で行う」を「市内における」に、「5万円」を「25万円」に、「500万円」を「2,500万円」に改め、同表備考2第1号中「又は売買」を「若しくは売買」に改め、「取得すること」の次に「又は市内に新たに土地及び建物を賃貸借し、工場を設置すること」を加え、同表備考2第3号中「又は売買」を「若しくは売買」に改め、「取得すること」の次に「又は既存の工場の全部を廃止し、市内に新たに土地及び建物を賃貸借し、当該工場と同一の用に供する工場を設置すること」を加え、同表備考に次のように加える。

6 上表の助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2 用地取得助成金の項を次のように改める。

<p>用地取得 助成金</p>	<p>用地取得に係る 売買契約を締結 する日の前日</p>	<p>(1) 事業計画書 (2) 土地売買契約書 の案(写し) (3) 工場配置図及び 設計図 (4) 法人の登記事項 証明書又は住民票の写 し (5) 最新の決算書(写 し) (6) 土地の登記事項 証明書 (7) 市税の納税証明 書又は領収証書(写し)</p>	<p>操業開始 後1月以 内</p>	<p>(1) 土地売買契約 書(写し) (2) 土地の登記事 項証明書 (3) 工事設計書及 び明細書 (4) 工事費の領収 書(写し) (5) 工事又は物件 の引渡しの完了を明 らかにする書類 (6) 市税の納税証 明書又は領収証書(写 し)</p>
	<p>土地又は建物の 賃貸借契約日の うち、いずれか 早い日の前日</p>	<p>(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書の 案(写し) (3) 工場配置図 (4) 法人の登記事項 証明書又は住民票の写 し (5) 最新の決算書(写 し)</p>	<p>操業開始 後1年を 経過した 日から1 月以内</p>	<p>(1) 賃貸借契約書 (写し) (2) 土地及び工場 の賃借料の領収書(写 し) (3) 市税の納税証 明書又は領収証書(写 し)</p>

		(6) 市税の納税証明書又は領収証書(写し)		
--	--	------------------------	--	--

別表第2工場建設促進助成金の項中「当該年度の固定資産税の最終納期限後1月以内」を「助成の対象となる年度の固定資産税の最終納期限後最初に到来する4月1日から同月末日まで」に改め、同表工場集団化等促進助成金の項中「当該」を「助成の対象となる」に、「1月以内」を「最初に到来する4月1日から同月末日まで」に改める。

別記様式第8号中「助成金交付申請書」を「助成金交付申請書兼実績報告書」に、

「
 2 人材育成助成金については指定年月日・指定番号欄の記入の必要ありません。 を
 」

「
 2 人材育成助成金については指定年月日・指定番号欄の記入の必要ありません。
 3 実績を報告する書類として、新潟市工業振興条例施行規則別表第2に定める書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。 に改める。
 」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度の固定資産税の納付を交付申請の要件とする工場建設促進助成金及び工場集団化等促進助成金の交付の申請に係る申請期間は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。